

Progress ~ 進歩 ~

一期一会

明けましておめでとうございます

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

税理士 経営学修士(MBA) 三宅孝治

25年1月号(広告)
2013年1月1日発行
三宅孝治 (中国税理士会 倉敷支部会員)
三宅孝治税理士事務所
(尚)シーエムエス
倉敷市中島2370番地14
TEL 086 - 466 - 1255
FAX 086 - 466 - 1288
第68号
発行担当者: 岡本 清美



旧年中は、格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。
2013年もどうぞよろしくお願い申し上げます。
皆様、2012年は、どのような年でしたでしょうか？
企業経営を取り巻く環境は、大きく変化し、少子化、製造業の海外進出の加速や中国国内での日本製品の不買など、経営上、避けて通れない問題となっています。また、国内企業間の業績や個人間の給与なども「格差」という表現が使われ、二極化が更に進んでいるように感じます。
このような環境下で、いかに生き残り「勝ち組」になるかが大切なポイントでしょう。それぞれの企業様が、全社をあげて深く考えて考えて考え抜き行動する中で、時代の流れを感じ取り、自社の強みを更に伸ばし、時には方向転換も迫られるかもしれません。
しかし、明るく前向きな考え方と必ず遣り遂げるとい信念のもと、お客様へのお役立ちを通じて、社員を守り幸せにし、社会貢献するという、よい循環を創り出すことこそ、「勝ち組」になる秘訣の一つでしょう。私たちはこのような環境の中でも、お客様が、安心して経営をして頂けるように、誰にも負けない努力をし、全力でご支援申し上げます。
共に楽しみながら、様々な波を乗り越えてゆきましょう。
皆様方が、本年も良い年になりますよう心よりお祈り申し上げます。

＜再掲！源泉徴収の変更について＞

12月号の別紙にも掲載いたしました、平成25年1月より個人の所得税に対して復興特別所得税が課せられるようになりました。
それに伴って給与や報酬の支払いに対する源泉所得税の徴収額が変わります。
給与に関しましては、12月分を1月になって支給する時(当月分翌月払)から変更となりますので、税務署より送付された「年末調整のしかた」等と共に「平成25年分 源泉徴収税額表」が同封されておりますので、そちらをお使いのうえ給与計算をしていただきますよう重ねてお願いいたします。
なお、税額表は当事務所にも若干予備がございますのでお申し付けください。

＜確定申告＞

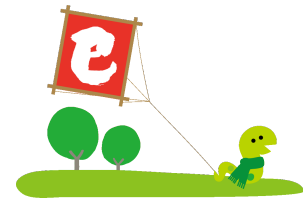
今年も個人の確定申告の時期となりました。

確定申告に必要な書類等のご準備はいかがでしょう？

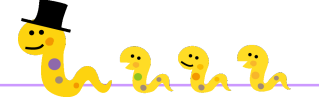
- ・生命保険料控除証明書(一般・個人・介護)
- ・小規模企業共済控除証明書
- ・地震保険料控除証明書
- ・住宅所得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ・国民年金保険料控除証明書
- ・源泉徴収票(給与所得、公的年金等) など

以下に該当することがありましたら、次の資料のご準備もお願い致します。

- ・医療費控除: 領収書は受診者別、病院別、診療科別に分類し、領収書には病名をご記入下さい。
- ・生命保険・損害保険の満期: 保険会社や郵便局より送付されてくる明細書。
- ・株式等の売買・配当: 一般口座・・・株の売買については各取引明細書、配当については配当金支払通知書、特定口座・・・株の売買については特定口座年間取引明細報告書、配当については配当金支払通知書。
- ・雑損控除: 災害、盗難などで住宅や家財などに損害を受けた場合の領収書及び明細書。
- ・寄附金控除: 寄付した団体などから交付を受けた寄附金の受領書。



＜事務所スタッフからお客様へ＞



年の初めの言葉を考える度に、一年一年と年を重ねて行くのを感じ、自分自身が本当に木の幹の様に年輪を重ねて太く強くなっているのだろうかと思ひ、また代わりに、若い枝の様なしなやかさを失っているのだろうかとも思ひます。今年一年は、新しい枝を伸ばす為に、それを支える幹や根を強くする一年にしたいと思っております。今年もどうぞ宜しくお願いいたします。
山本 武史

新しい年を迎えるのは、気持ちが変わり、また頑張ろう！と思えて幾つになっても、いいものですね。やりたいことや、しなければならない事、たくさんありますが、一日一日を大切にしていこうと思ひます。どうぞ宜しくお願い致します。
吉原 美保子

50代も後半を迎えます。後輩の成長にも目を見張るものがあります。でも、まだまだ負けてはいられません。働けること、新しいことに挑戦できること、沢山の人の出会えること、健康であることに感謝して、自分を磨き成長し続けたいと思ひます。本年もご指導の程宜しくお願いいたします。
岡本 清美

外見だけは年相応ですが、知らないことがたくさんあります。いろいろな方々のご指導をいただき、年を重ねてゆきたいと思ひます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。
三宅 佐知子

歳を重ねることは、経験を重ねることだと信じています。まだまだ知識不足、まだまだ経験不足。「等身大」での満足は、僕を支えてくださる方への失礼に当たります。全力で「頼りになる男」を目指します。本年もご指導の程よろしくお願い致します。
田村 和輝

最近、会う人に「太った？」と言われる。原因は運動不足。それに伴い、以前と比べて体調を崩しやすく、また回復しにくくなっていると実感します。多少の夜更かしが、次の日身体にこたえます。朝もなかなか起きられない、ただしこれは元からです。そうはいつてもまだまだ若い！今年も全力で新しいことにチャレンジしていきます。
鳥越 俊祐

時間の流れがとて早く、周りに付いていくのに必死です。まだまだ未熟すぎる自分に対して、努力不足や至らなさを感じております。本年は、その部分を少しでも無くし、お客様のお役にたてるよう努めますので、ご指導のほどよろしくお願い致します。
高木 麻衣

年齢とともに時間の加速を日々感じております。一年を振り返り、後悔が残る事のないよう、本年も一日一日を大事にしながら成長していきたいと思っております。本年もご指導の程、宜しくお願い致します。
山崎 亜紀

今年の私のテーマは、「感謝」。二十歳になり、もうすぐ迎える成人式を前に改めてたくさんの事を感じさせられました。周りの方々に、たくさんの「感謝」を、そしてそれらを「伝える」事を大切にしていきたい。本年もよろしくお願い致します。
清水 麻美

昨年私の中での大きな出来事は当事務所のメンバーに加わったことです。入社してからというもの、1日があっという間に過ぎていきますが、そんな日々の中で色々な方に出会い、多くのことを学び、充実した素敵な1年だったと思ひます。今年も20歳を迎えます。見た目だけでなく気持ちの面でも大人になれるよう頑張ります。
寺田 早織

巳年・・・十二支の「巳」は、植物に種子ができ始める時期と考えられています。「漢書 律曆志」では「止む」の意味の「巳」とされ、草木の成長が極限に達して次の生命が造られはじめる時期と解釈されているそうです。日本にも新しい風がふくといひですね。

長期のお休みを頂き、ご不便、ご迷惑等お掛け致しました。リフレッシュし、気持ちも新たにお客さまのお役にたてるよう、三宅をはじめスタッフ一同頑張りますので、本年もどうぞ宜しくお願いいたします。寒さも厳しくなりました。お身体ご自愛くださいませ。

＜1月のカレンダー＞

10	木	*12月分源泉所得税の納付期限 *住民税特別徴収額の納付期限
17	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
20	日	*源泉所得税(7~12月分)の納付期限 (納期特例届出書提出者)
31	木	*11月決算法人の確定申告・納付期限
		*5月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の2・5・8月決算法人)
		*源泉徴収票の交付及び提出期限
		*法定調書の提出期限
		*給与支払報告書の提出期限
		*固定資産税の償却資産申告書の提出期限
		*個人住民税第4期分の納付期限
		*12月分の社会保険料の納付期限

注)20日が日曜日の為、納期限は1/21(月)となります。



毎月開催中の経営計画作成セミナー: Vision
今月の開催日は1月17日(木)です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に1度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
1月17日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月11日(金)
2月14日(木)	12・1・2・3月決算法人様	2月8日(金)
3月21日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月15日(金)